

## 児童家庭支援センター設置運営事業者公募要領

### 1 公募の趣旨

このたび兵庫県では、令和8年度に児童家庭支援センターを設置（1箇所）することとし、その設置運営事業者を公募します。

### 2 事業開始時期

令和8年4月1日に開始すること

### 3 開設場所

西宮こども家庭センター（児童相談所）の所管区域内

### 4 開設する児童家庭支援センターの業務内容

別添「兵庫県児童家庭支援センター設置運営要綱」のとおりとする。

### 5 応募資格

兵庫県内に児童家庭支援センターの活動拠点となる場所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等であって、次の要件をすべて満たし、夜間・緊急時の対応、こども家庭センター（児童相談所）及び他の関係機関との連携等を迅速かつ適切に行うことができる支援体制を確保できる者であること。

- (1) 兵庫県内に児童家庭支援センターを開設し、児童家庭支援センターの事業を適切に行うことできること。
- (2) 提出書類の受付締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 提出書類の受付締切日において、兵庫県指名停止基準に基づく指名停止の措置に該当しない者であること。
- (4) 提出書類の受付日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税県税、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処された者がいないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 6 公募手続き

#### (1) スケジュール

- ①公募要領配布開始 令和8年1月13日（火）
- ②事前質問受付期間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月19日（月）
- ③質問に対する回答 令和8年1月22日（木）予定
- ④応募書類の受付 令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）
- ⑤事業者選定委員会 令和8年2月6日（金）予定 ※詳細は応募者に別途通知

## (2) 応募書類

### ①提出書類

(以下の順に整理して提出してください)

- ア 児童家庭支援センター設置運営事業者公募応募申請書（様式第1号）
- イ 法人調書（様式第2号）
- ウ 法人の事業計画書・定款及び事業内容等の概要がわかるもの
- エ 法人の過去3年間（令和4年度～令和6年度）の財務諸表（資金収支計画書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録）
- オ 法人の納税証明書（令和6年度分：提出の日において発行から3か月以内のもの）
- カ 事業計画書（様式第3号）
- キ 職員配置計画書（様式第4号）
- ク 児童家庭支援センターの運営に関する資金計画書（様式第5号）
- ケ その他事業内容を説明する書類（様式任意・A4片面印刷）

### ②注意事項

- ア 応募状況等の問い合わせについては、一切受け付けません。
- イ 応募書類を提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式第7号）を福祉部児童家庭課へ提出してください。
- ウ 応募に係る費用一式は、応募者の負担とします。
- エ 応募書類は返却しません。

## (3) 応募方法

### ①受付期間

令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）までの間（土・日・祝日除く）の各日  
午前9時から午後5時まで

### ②提出方法

応募図書は、持参もしくは郵送とすること。郵送による場合は、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年1月30日（金）午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

### ③提出部数

正本1部、副本8部

### ④事前質問

- ア 受付期間：令和8年1月13日（火）～1月19日（月）午後5時まで
- イ 提出方法：質問票（様式第6号）に質問事項を記入し、下記提出先に電子メールで提出すること。件名は、「児童家庭支援センター設置運営事業者公募に関する質問」とする。なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けません。
- ウ 提出先：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp

### ⑤事前質問への回答

応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項に対する回答は、県ホームページに、令和8年1月22日（木）を目途に掲載します。なお、質問者名は公表しません。

## 7 応募の抹消

応募した法人が、提出書類の受付締切日以降、審査の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査の対象から除外します。

- (1) 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合。

- (2) 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4の規定に該当した場合。
- (4) 本応募の採否の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接に本県職員、選考委員会の委員などの本県関係者と接触をもった場合。

## 8 選定方法

- (1) 事業者の選定については、委員会において審査を行い、その意見を受けて決定します。
- (2) 選定委員会では、応募者からのヒアリングにより審査を行います。

### ＜選定委員会について＞

- ①開催日：令和8年2月6日（金）※詳細は、応募者へ別途通知
- ②開催場所：兵庫県福祉部児童家庭課が指定する場所（県庁内会議室を予定）  
※応募者多数の場合は、事前審査（書類選考）を行う場合がある。
- (3) 選定については、当該応募区域において一定水準以上の法人を候補とし、複数の候補が生じた場合は選定候補の順位付けを行います。
- (4) 応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位の法人に入れ替わる場合があります。  
その際の費用弁償には一切応じません。
- (5) 選定に関する情報は一切回答しません。
- (6) 選定基準項目

- ①法人調書（15点）
  - ア 監査状況（5点）
  - イ 運営実績（5点×2）
- ②事業計画書①（10点）
  - ア 立地条件（5点）
  - イ 夜間・休日対応（5点）
- ③事業計画書②（60点）
  - ア 運営方針・事業目標の内容（5点×2）
  - イ 事業の実施内容
    - ・地域・家庭からの相談に応ずる事業（5点×2）
    - ・市町の求めに応ずる事業（5点×2）
    - ・児童相談所からの受託による指導（5点）
    - ・里親等への支援（5点）
    - ・関係機関との連携・連絡体制（5点）
    - ・設備の状況（5点）
    - ・職員体制（5点）
    - ・個人情報保護等情報管理体制（5点）
- ④経費（15点）
  - ア 児童家庭支援センターの運営に関する資金計画（5点）
  - イ 経営状況（5点×2）

## 9 結果通知

- (1) 結果通知

選定委員会による選考の結果は令和8年2月中旬にメールで通知します。

## (2) 結果の公表

審査結果は応募があった事業者へ通知する他、本県ホームページに掲載いたします。

## (3) 否決された場合の理由の説明

応募者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く）以内に、当該提案者が選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができます。応募者の評価項目別の点数を示します。

## 10 留意事項

令和8年度の県の予算について、県議会の予算議決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施せず、予算が縮小される等の事態が生じた場合は、県と事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。

### <事務局>

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（1号館5階）

福祉部児童家庭課児童福祉班 担当：山本、小幡

TEL 078-362-3198

FAX 078-362-0061

E-mail [jidokatei@pref.hyogo.lg.jp](mailto:jidokatei@pref.hyogo.lg.jp)